

仙台都市圏総合都市交通協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「仙台都市圏総合都市交通協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、仙台都市圏（以下「都市圏」という。）における望ましい交通のあるべき姿を目指して、関係機関相互により総合的な都市交通に関する検討及び協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討及び協議する。

- （1）都市圏における交通の実態把握に関する調査及び分析
- （2）都市圏における交通の予測及び評価
- （3）都市圏における都市交通施策の評価、検証及び提案
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会に幹事会及び技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）を置く。

（協議会）

第5条 協議会は、別表第1に掲げる職にある者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 会長には、宮城県土木部長の職にある者を、副会長には、仙台市都市整備局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を招集し、統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じて臨時委員の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 協議会に顧問を置き、顧問は、協議会における協議事項に対して、指導又は助言を行う。
- 7 顧問は、別表第2に掲げる者とする。
- 8 協議会は、協議事項を決定する。

（幹事会）

第6条 協議会の下に幹事会を置き、幹事会は、別表第3に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）により構成する。

- 2 幹事長には、宮城県土木部都市計画課長の職にある者を、副幹事長には、仙台市都市整備局総合交通政策部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、統括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事長は、必要に応じて臨時幹事の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 幹事会は、協議会に付すべき事項についてあらかじめ審議し、調整を図る。

（技術WG）

第7条 技術WGは、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

- 2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。
- 3 部会員は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、統括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 技術WGは、協議事項を専門的に検討する。

（会議の公開）

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、議事内容に個人情報や法人の正当な権利利益を害するおそれのある情報等が含まれる場合又は会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合は、協議会に諮り会議の全部または一部を非公開とすることができる。

（設置期限）

第9条 協議会の設置期限は、令和12年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を設置し、宮城県土木部都市計画課及び仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課に置く。

2 事務局員は、宮城県土木部都市計画課及び仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課の職員をもって充てる。

3 事務局長には、宮城県土木部都市計画課総括課長補佐の職にある者を、副事務局長には、仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長の職にある者をもって充てる。

4 事務局は、協議会を効率的に運営するため、次の事務を行う。

- (1) 協議会に付すべき事項に関する資料の取りまとめ
- (2) 技術WGの結果を調製し、幹事会に付すべき事項に関する資料の取りまとめ
- (3) 技術WGで検討すべき事項に関する資料の取りまとめ
- (4) 必要に応じ、関係者を招集した会議の開催
- (5) その他協議会の運営に関する必要な事務

(総則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和8年 月 日から施行する。

(別表第1)

仙台都市圏総合都市交通協議会 委員（案）

	所 属	役 職 名
国	東北地方整備局	企画部長
	東北地方整備局	道路部長
	東北地方整備局	仙台河川国道事務所長
	東北運輸局	交通政策部長
関係機関	東日本高速道路株式会社東北支社	管理事業部長
	東日本旅客鉄道株式会社仙台事業本部	総務部経営戦略ユニット企画部長
	宮城交通株式会社	取締役営業本部長
	一般社団法人東北経済連合会	常務理事事務局長
	仙台商工会議所	専務理事
県	宮城県	企画部長
	宮城県	土木部長
	宮城県警察本部	交通部長
仙台市	仙台市	都市整備局長
	仙台市交通局	交通事業管理者
関係市町村	塩竈市	産業建設部長
	名取市	建設部長
	多賀城市	都市産業部長
	岩沼市	建設部長
	富谷市	建設部長
	大河原町	地域整備課長
	村田町	建設水道課長
	柴田町	都市建設課長
	川崎町	建設課長
	亘理町	都市建設課長
	山元町	建設水道課長
	松島町	企画調整課長
	七ヶ浜町	建設課長
	利府町	都市開発部長
	大和町	都市建設課長
	大郷町	まちづくり政策課長
	大衡村	都市建設課長

(別表第2)

仙台都市圏総合都市交通協議会 顧問（案）

	所 属	役 職 ・ 氏 名
顧問	東京大学	名誉教授 原田 昇
	東北芸術工科大学	教授 吉田 朗
	東北工業大学	准教授 泊 尚志

(別表第3)

仙台都市圏総合都市交通協議会 幹事（案）

	所 属	役 職 名
国	東北地方整備局	企画部広域計画課長
	東北地方整備局	道路部道路計画第二課長
	東北地方整備局	仙台河川国道事務所調査課長
	東北運輸局	交通政策部交通企画課長
関係機関	東日本高速道路株式会社東北支社	総合企画部総合企画課長
	東日本旅客鉄道株式会社仙台事業本部	総務部経営戦略ユニット企画課長
	宮城交通株式会社	営業部統括兼企画課長
	一般社団法人東北経済連合会	食・観光部長
	仙台商工会議所	中小企業支援部地域づくり推進グループ課長
県	宮城県	企画部地域交通政策課長
	宮城県	土木部道路課長
	宮城県	土木部都市計画課長
	宮城県警察本部	交通部交通規制課長
仙台市	仙台市	都市整備局総合交通政策部長
	仙台市交通局	総務部長
関係市町村	塩竈市	産業建設部まちづくり・建築課長
	名取市	建設部都市計画課長
	多賀城市	都市産業部都市計画課長
	岩沼市	建設部都市計画課長
	富谷市	建設部都市計画課長
	大河原町	地域整備課課長補佐（都市計画担当）
	村田町	建設水道課参事
	柴田町	都市建設課技術補佐（都市計画班長）
	川崎町	建設課技術補佐
	亘理町	都市建設課都市整備班長
	山元町	建設水道課都市計画班長
	松島町	企画調整課次長
	七ヶ浜町	建設課管理係上席係長
	利府町	都市開発部都市整備課長
	大和町	都市建設課副参事
	大郷町	まちづくり政策課課長補佐
	大衡村	都市建設課課長補佐